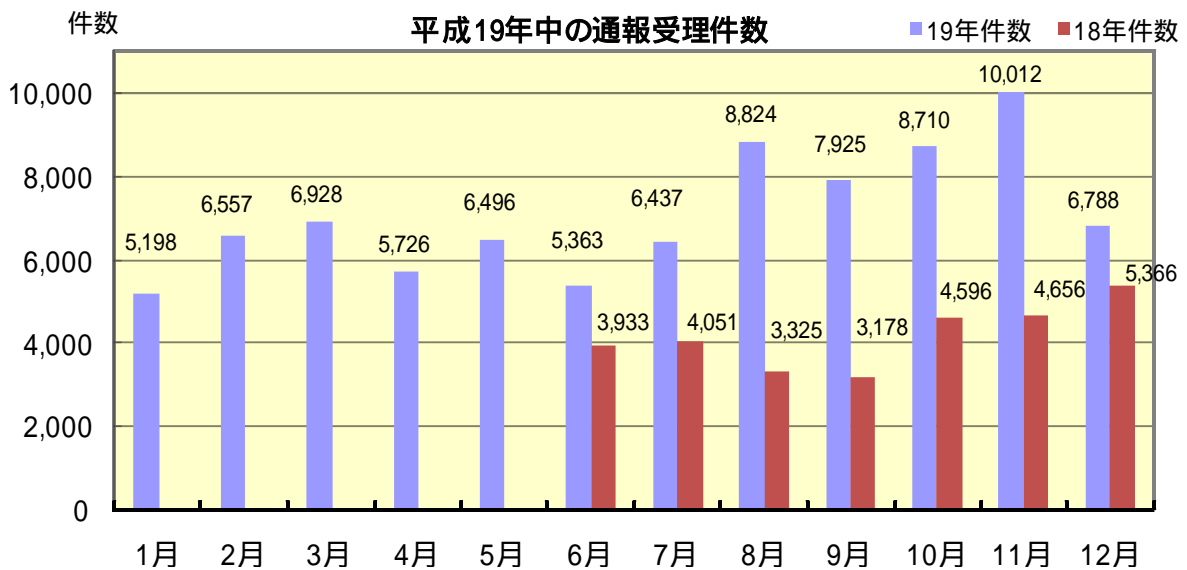


## 平成19年中の「インターネット・ホットラインセンター」の運用状況について

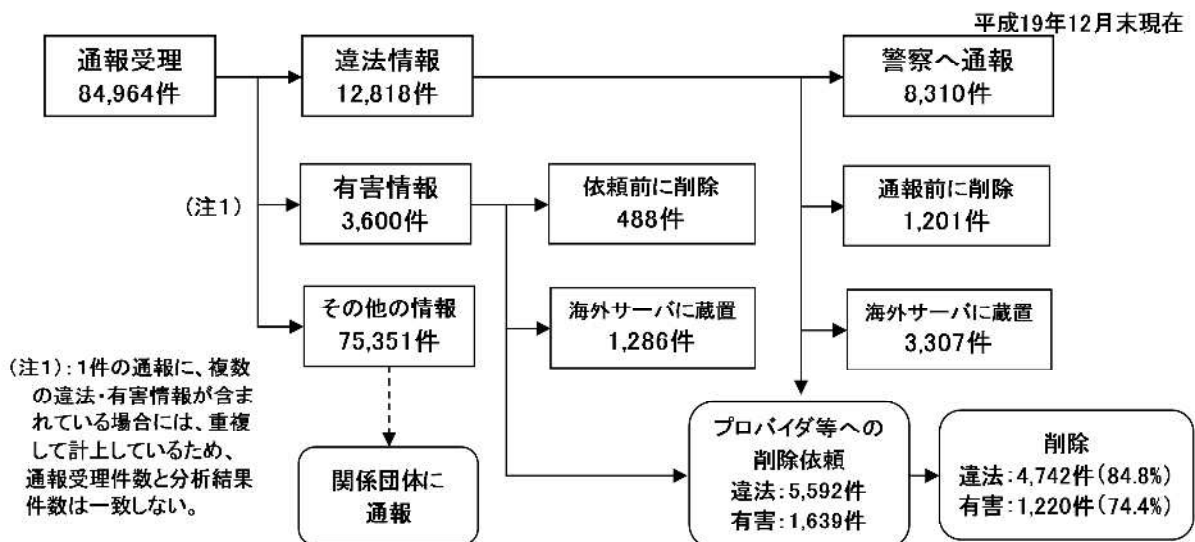
### 1 通報受理状況

「インターネット・ホットラインセンター」(以下「センター」という。警察庁委託業務)は、一般のインターネット利用者からの違法情報、有害情報に関する通報を受け付け、警察への通報、プロバイダや電子掲示板の管理者等(以下「プロバイダ等」という。)へ削除依頼等を行っている。

平成19年中は、84,964件(月平均7,080件)の通報を受理しており、通報件数は増加傾向(平成18年中の月平均4,158件)にある。



### 2 通報処理及び警察の対応状況等



#### (1) 違法情報

児童ポルノ、規制薬物の販売に関する情報等インターネット上の流通が法令に違反する情報で、平成19年中に12,818件を処理(内訳は次頁図参照)。

#### (2) 有害情報

公文書（運転免許証等）の偽造請負等に関する情報、自殺を誘引する情報等インターネット上の流通が公の秩序又は善良の風俗を害する情報で、平成 19 年中に 3,600 件を処理。

(3) その他の情報

違法情報、有害情報には分類されず、多くは合法的なポルノや出会い系サイトに係る情報であるが、一部は、知的財産権侵害、名誉毀損等にわたる情報で、平成 19 年中に 75,351 件を処理(注 2)。

(4) 警察の対応状況

センターから通報を受けた違法情報をもとに、平成 19 年中に検挙に至ったものは 28 件、継続捜査中のものは約 600 件(注 3)。

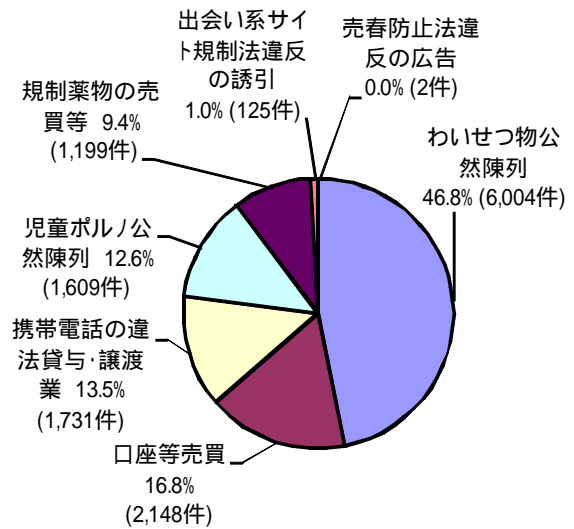
(5) 削除結果

センターからプロバイダ等に対し、違法情報として削除依頼を行った 5,592 件のうち 4,742 件（依頼数の 84.8%）が、また有害情報として削除依頼を行った 1,639 件のうち 1,220 件(依頼数の 74.4%) が削除。

(注 2)：法務省人権擁護局、著作権等の権利者団体、フィルタリング事業者等に通知。

(注 3)：都道府県警察において捜査に着手したものの所要の期間を経過して捜査が進展しなかったものについては、随時、都道府県警察からプロバイダ等に削除依頼を実施。

【平成19年中の違法情報内訳】



3 諸外国のホットラインとの連携

平成 19 年 3 月に、諸外国におけるホットライン相互間の連絡組織である INHOPE ( International Association of Internet Hotlines ) に加盟し、諸外国のホットラインと連携した違法情報への対応を推進しており、同年 3 月から 12 月までの 10 か月間で海外へ 350 件の通報を行うとともに、海外から 358 件の通報を受理して警察への通報、国内のプロバイダ等へ削除依頼を実施している。

4 今後の課題

(1) 通報分野の偏りへの対応

出会い系サイト規制法違反や有料制会員サイト内に掲載されている違法情報に関する通報が少ないなど、違法情報の通報分野に偏りがあることから、サイバーパトロールを民間委託し未把握分野への対応を進める。

(2) 体制の強化

通報件数が予想を上回って増加し、処理に時間を要していることから、体制の強化を図り（平成 20 年度予算：1 億 2,100 万円、15 名体制（5 名増員））、業務処理の迅速化・効率化に努める。

(3) 違法情報を放置するプロバイダ等への対応

違法情報が存在することを知りながらこれを放置しているプロバイダ等に対する取締りを強化する。

(4) センターの利用促進

通報件数は増加しているが、依然、センターの認知度は高くない（16.7%（インターネット利用者のうち）平成 19.11 内閣府調査）ことから、同センターの利用促進が図られるよう広報に努めていく。